

平成 24 年度

人事行政の運営の状況

I 職員の任免に関する状況

1 職員数の状況

(1) 採用、退職(平成23年度)

	人数	職種
採 用	4	一般行政職 4
退 職	16	一般行政職 13 、労務職 2 医師 1

II 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総 括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 31,006	千円 22,465,739	千円 667,585	千円 3,367,793	% 15.0	% 12.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 306	千円 1,217,585	千円 177,996	千円 438,845	千円 1,834,426	千円 5,995	千円 5,863

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

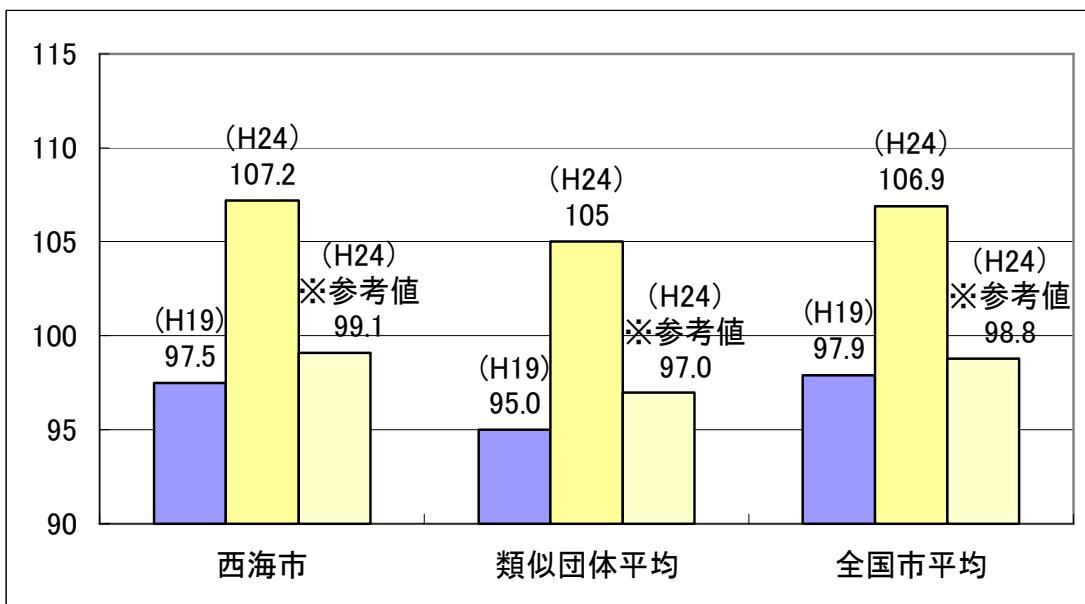
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

平成21年5月から給与抑制措置として、特別職について市長は20%、副市長・教育長は10%給与を減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	418,300	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与額	平均給与月額 (国ベース)
西海市	42.5歳	325,400円	381,842円	351,229円
長崎県	43.8歳	338,952円	418,394円	373,444円
国	42.8歳	304,994(329,917)円	—	372,906(401,789)円
類似団体	43.5歳	327,709円	376,378円	352,805円

② 技能労務職

区分	公務員					県内民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西海市	52.6歳	22人	342,700円	367,206円	355,617円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.1歳	2人	233,000円	260,056円	247,000円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	287,100円	0.91
うち用務員	52.8歳	13人	354,900円	370,381円	364,709円	用務員	53.5歳	206,600円	1.79
長崎県	50.6歳	245人	332,882円	381,777円	356,810円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465(285,030)円	—	307,506(323,181)円	—	—	—	—
類似団体	49.6歳	23人	304,275円	325,815円	315,213円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,833,336	—	—
うち清掃職員	4,022,484	3,985,700	1.01
うち用務員	5,920,585	2,861,400	2.07

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円 163,987(172,200)円
	高校卒	140,100 円	140,100 円 133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	137,200 円	154,300 円 —
	中学卒	—	139,700 円 —

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400 円	297,400 円 357,800 円
	高校卒	207,000 円	258,200 円 304,200 円
技能労務職	高校卒	194,400 円	236,200 円 262,500 円

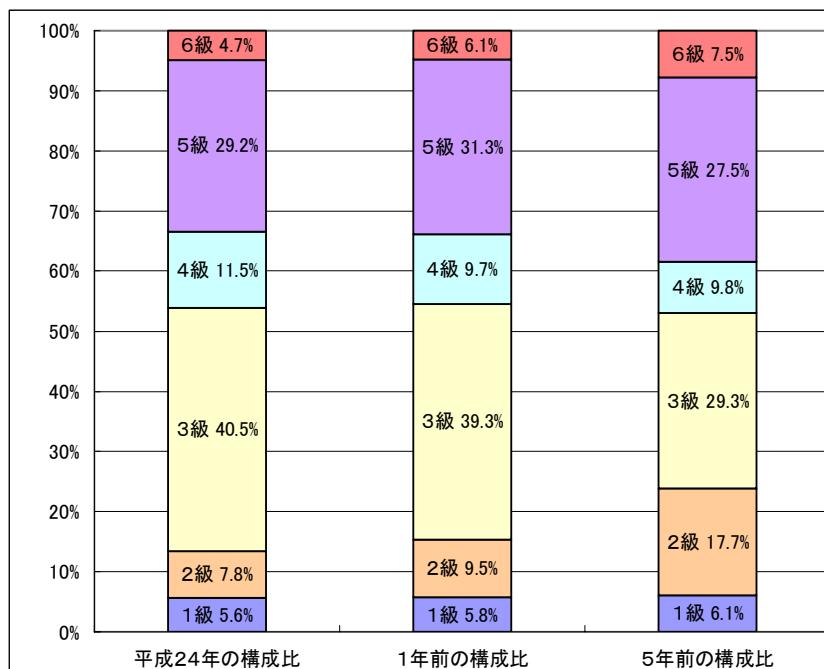
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長、総合支所長、次長、局長、理事	人 14	% 4.9
5級	課長、局長、参事、課長補佐	人 81	% 28.5
4級	課長補佐	人 36	% 12.7
3級	係長、主査	人 115	% 40.5
2級	主事、技師	人 22	% 7.8
1級	主事	人 16	% 5.6
計		人 284	% 100.0

(注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

② 昇給への勤務成績の反映状況

実績なし

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 海 市	長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(23年度)	1人当たり平均支給額(23年度)		—	
1,403 千円	1,591 千円		—	
(23年度支給割合)	(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(-) 月分 (-) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・管理職加算 10~25%
・管理職加算 なし	・管理職加算 10~20%	・管理職加算 10~20%	・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実績なし

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

西 海 市	国	
(支給率) 自己都合 勧奨・定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年	
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置	その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一人当たり平均支給額 23,695千円	236,942千円	

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	37,316 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	643,378 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	14.9 %		
手当の種類(手当数)	9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	給料月額の100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	月額100万円以内
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護棟の業務	月額10,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	日額290円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	(病人) 1回1,500円 (死亡人)1回3,000円
狂犬病予防作業手当	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事した職員	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事したとき	日額200円
畜犬等死体処理手当	畜犬等死体処理業務に従事した職員	畜犬等死体処理業務	1件につき500円
航海手当	交通船乗組員	交通船航海業務	(船長) 給料月額の100分の8 (船員) 給料月額の100分の4
火葬業務手当	火葬業務業務に従事した職員	火葬業務	1体処理につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (23 年 度 決 算)	61,549 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	209 千円
支 給 実 績 (22 年 度 決 算)	80,936 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	283 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④加算(16~22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円	同じ	—	56,494 千円	241,427 円
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。 ①月額23,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-12,000円 ②月額23,000円を超えて、55,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ③月額55,000円以上の家賃を負担している職員 27,000円 ④自宅居住者(新築又は購入から5年間) 2,000円	異なる	④自宅居住者の住居手当について、国は廃止している (H22.4.1改正)	21,059 千円	193,201 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円~24,500円	同じ	—	33,667 千円	103,271 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 23,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円~45,000円	同じ	—	713 千円	237,667 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署に勤務する職員に支給されます。 (給料月額+扶養手当)×20/100 4年まで (給料月額+扶養手当)×10/100 4~5年まで 5年以降なし	異なる	支給割合が一部異なる	3,574 千円	595,606 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 役職に応じて 8%~12%	異なる	国は定額制	29,073 千円	510,049 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日ににおいて、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき6,000円又は9,000円	異なる	支給額が異なる	630 千円	57,273 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等		
		(参考)類似団体における最高／最低額		
給 料	市 長	669,600 円 (837,000 円)	1,010,000 円 ／	389,500 円
	副市長	601,200 円 (668,000 円)	800,000 円 ／	526,500 円
報 酬	議 長	389,000 円	528,000 円 ／	274,000 円
	副議長	329,000 円	449,000 円 ／	234,000 円
	議 員	310,000 円	409,000 円 ／	220,000 円
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分	役職加算	20%
	議 長	(23年度支給割合)		
議 員	副議長	3.35 月分	役職加算	20%
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)		(支給時期)
	市 長	837千円 × 在職年数 × 600/10	2,009万円	任期毎
	副市長	668千円 × 在職年数 × 360/100	962万円	任期毎
備 考				

(注) 1 市長、副市長の給料については、平成21年5月から減額して支給しています。

()内は、減額措置を行う前の金額です。

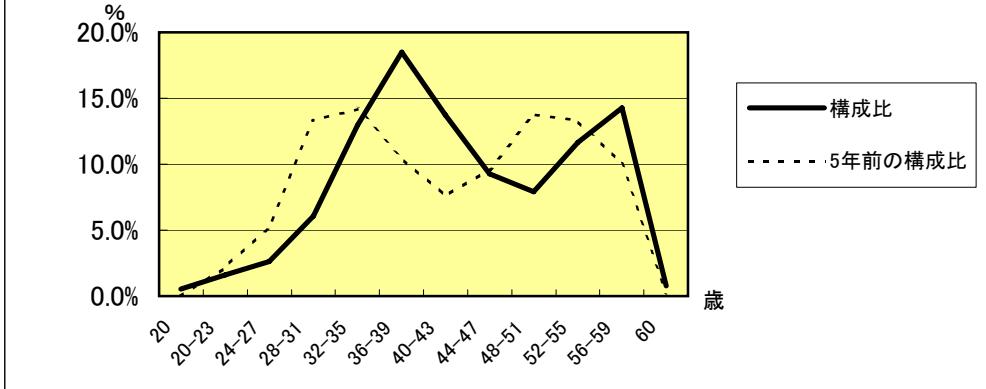
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	
	総 務	86	88	2	支所の組織改変による増
	税 务	24	25	1	市税徴収強化による増
	労 働	2	2	0	
	民 生	41	35	▲ 6	支所窓口職員の欠員不補充及び配置見直しによる減特養の民間移譲に伴う精算事務の終了、支所長・市民課長兼務による事務の統合
	衛 生	42	36	▲ 6	ごみ処理施設の欠員不補充及び市立病院の民間移譲に伴う精算事務の終了、屎尿処理施設の民間委託による減
	農林水産	27	27	0	
	商 工	8	8	0	
	土 木	31	28	▲ 3	支所の組織改変による減
	計	266	254	▲ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.00 人)
教育部門	教 育	52	53	1	学校教育課欠員補充による増
	小 計	318	307	▲ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.57 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	11	10	▲ 1	診療所医師の退職による減
	水 道	16	17	1	水道料金徴収強化による増
	交 通	6	6	0	
	下 水	9	9	0	
	そ の 他	31	29	▲ 2	国民健康保険事業、介護保険事業欠員不補充
	小 計	73	71	▲ 2	
合 計		391	378	▲ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.91 人
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。(教育長を含む) 2 []内は、条例定数の合計である。					

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	2	6	10	23	49	70	52	35	30	44	54	3	378

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	271	262	261	253	266	254	▲ 17 (▲ 6.7 %)
教育	57	54	53	52	52	53	▲ 4 (▲ 7.5 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	328	316	314	305	318	307	▲ 21 (▲ 6.8 %)
公営企業等会計計	122	130	127	122	119	71	▲ 51 (▲ 71.8 %)
総合計	450	446	441	427	437	378	▲ 72 (▲ 19.0 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める職員給与費比率
23年度	千円 195,856	千円 13,749	千円 30,479	% 15.6%	% 15.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 5	千円 21,504	千円 1,621	千円 7,354	千円 30,479	千円 6,096

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	49.2歳	350,793	503,743
団体平均	43.7歳	329,748	489,476

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業	西海市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,422 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,403 千円
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分
(-) 月分 (-) 月分	(-) 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	一千円	一千円	一人当たり平均支給額	23,695千円	236,942千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績なし

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (23 年 度 決 算)	883 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	177 千円
支 給 実 績 (22 年 度 決 算)	974 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	195 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円	同じ		1,082 千円	270,500 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利 用し運賃等を負担している職員又は交通用具 (自動車等)を使用する職員に対して支給しま す。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円ま で全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ		400 千円	80,000 円

III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※休息時間は、平成20年4月1日から廃止。

2 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
12.0	30.5%

※取得状況は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までのものです。

3 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数
年次有給休暇	職員の請求	年20日を限度に付与
公傷休暇	職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
療養休暇	職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間
生理休暇	女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	骨髓移植のための休暇	骨髓液の提供に際する検査、入院等
	結婚休暇	結婚式等の行事
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定
	産後休暇	女性職員が出産した場合
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護
	忌引休暇	親族の死亡
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動
介護休暇	親族が疾病等で介護が必要な場合	6ヵ月以内(無給)
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内(無給)

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分(地方公務員法第28条)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						0
心身の故障の場合				5		5
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例で定める事由の場合						0
合　　計		0	0	5	0	5

2 懲戒処分(地方公務員法第29条)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合				1	1	2
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合						0
合　　計		0	0	1	1	2

V 職員の服務の状況

1 服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

2 職員の服務規律の確保

平成23年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日 付	内 容
平成23年7月1日	公務員倫理の保持と徹底について
平成23年8月10日	公務員倫理の保持と徹底について
平成23年12月22日	職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について

VI 職員の研修の状況

1 職員研修の状況

研修の種類	研修名	受講者数
基本研修	新規採用職員研修	4人
	職員研修第Ⅰ部	18人
	職員研修第Ⅱ部	2人
	職員研修第Ⅲ部	4人
	フォローアップ研修(前期:1年目)	4人
	フォローアップ研修(後期:2年目)	3人
	監督職研修(初任者)	4人
	監督職研修(現任者)	2人
	監督職研修(課長補佐級)	4人
	女性管理・監督職研修	1人
	部長・課長級研修	4人
	副市長・総務部長研修会	2人
専門研修	危機管理特別セミナー	1人
	企業会計研修	1人
	行政訴訟研修	1人
	業務改善研修	2人
	クレーム対応研修	3人
	経済動向分析研修	1人
	契約事務研修(契約基本・物品契約編)	6人
	交渉力養成研修	2人
	広報誌・パンフレット作成研修	2人
	コーチング研修	2人
	債権管理研修	2人
	情報公開と個人情報保護研修	1人
	出納事務と決算処理事務研修	5人
	政策形成にかかる発想力研修	1人
	政策形成能力向上セミナー	1人
	政策法務研修	1人
	地域活性化研修会	2人
	地域主権改革セミナー	1人
	地域づくりコーディネーター養成研修会	2人
	チームマネジメント研修	1人
	地方公営企業消費税講習会	2人
	トップセミナー	2人
	パソコン研修(Excel中級)	5人
	パソコン研修(Powerpoint)	12人
	ブロック別ニーズ研修(Access基礎)	2人
	ファシリテーション研修	1人
	複式簿記入門研修	1人
	福祉行政研修	4人
	法制執務研修(基礎編)	6人
	保健師・看護師等接遇マナー研修	3人
	マーケティング研修	2人
	民間派遣研修	1人
	メンタルヘルスマネジメント実践研修会	1人
	ロジカルシンキング研修	1人
	契約事務研修(工事請負契約編)	4人

その他	衛生推進者養成講習	3人
	管理監督者のための滞納整理実務	1人
	市町村実務研修経験者フォローアップ研修会	1人
	市町村税徴収事務(市町村アカデミー)	1人
	地方公務員災害補償基金研修会	8人
	土木施設設計(港湾設計)研修	1人
	中都市研修職員合同研修	3人
合 計		155人

2 職場内研修の状況

研 修 名	受講者数
新規採用及び任用替職員研修	30人
公金徴収事務実務研修	74人
タイムマネジメント研修	79人
合 計	183人

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福祉制度

項目	実施主体	概要
共 濟 制 度	長崎県市町村職員共済組合 公立学校共済組合長崎支部	短期給付、長期給付及び保健事業等を行っています。 ※各共済組合制度による
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上労働災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (平成23年度 認定件数 1 件)

2 職員の健康診断の状況(平成23年度)

項目	受診者数	実施主体
定期健康診断	235人	西海市役所
2日ドック	62人	長崎県市町村職員共済組合
1日ドック	80人	

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件